

第5 回答申 参考資料

- 参考資料 1 「ふるさと納税」のコンビニでの収納（答申 1）
・・・・・・・・ 1
- 参考資料 2 自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び
登録要件等に係る裁量権の拡大（答申 2）
・・・・・・・・ 7
- 参考資料 3 アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を
可能とする道路運送法の適用の拡大（答申 3）
・・・・・・・・ 21
- 参考資料 4 認定 NPO 法人の認定権限の移譲に伴う
国と道の協議の場などの法制化（答申 4）
・・・・・・・・ 29

ふるさと納税のコンビニでの収納<新旧対照表>

区 分	現 行	権 限 移 譲 等 後
イメージ図	<p>【地方公共団体が私人に徴収又は収納を委託できる歳入】</p> <p>○ 地方自治法施行令 § 158の規定により、地方公共団体は、次に掲げる歳入について、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>地方自治法施行令 (歳入の徴収又は収納の委託) 第158条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 使用料 二 手数料 三 賃借料 四 物品売払代金 五 貸付金の元利償還金 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>地方公共団体が私人に徴収又は収納を委託できる歳入に、「寄附金」は規定されていない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>このため、地方公共団体は「ふるさと納税」の収納事務をコンビニエンスストアに委託することはできない。</p>	<p>【地方公共団体が私人に徴収又は収納を委託できる歳入を拡大】</p> <p>○ 地方自治法施行令 § 158の規定を改正し、北海道及び北海道内の市町村においては、「寄附金」を私人に徴収又は収納を委託することができるようにする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>地方自治法施行令 (歳入の徴収又は収納の委託) 第158条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 使用料 二 手数料 三 賃借料 四 物品売払代金 五 貸付金の元利償還金 六 <u>寄附金(特定広域団体及び特定広域団体に所在する市町村に限る)</u> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「ふるさと納税」の収納事務をコンビニエンスストアに委託することが可能となる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>コンビニでのふるさと納税の収納を可能とすることで、納税者(寄附者)の利便性が高まり、北海道の地域を応援する全国のファンからのふるさと納税の収納を増やし、自治体財政の向上に寄与する。</p>
法令制度	<p>○ 地方自治法施行令 § 158の規定により、地方公共団体が私人に徴収又は収納を委託できる歳入は5項目に限定されている。</p>	<p>【特区提案】</p> <p>○ 地方自治法施行令 § 158に、「寄附金(特定広域団体及び特定広域団体に所在する市町村に限る)」旨の条文を追加する。</p>

「ふるさと納税」のコンビニでの収納

1 ふるさと納税制度について

- 平成20年4月に施行された「地方税法等の一部を改正する法律」により、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村へ5千円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から5千円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、一定の限度額まで税額控除する制度が創設された。
- この制度は、全国のどこに居住している人でも、自分が住んでいる都道府県・市区町村に納めるべき住民税の一部を、出身地に限らず、自分が応援したい市町村・都道府県に納めることができるというもの。
- 税額控除の額の例（目安）
給与収入700万円で夫婦子供2人のケース
寄附金額 3万円 → 控除される税額 2万5千円
" 5万円 → " 3万8千4百円
- 寄附金の収納方法は、自治体が発行する納付書での納付、金融機関への振込み、郵便振替、現金書留などのほか、クレジットカードによる収納を行っている自治体（道内4市町）もある。

（参考）道内市町村のふるさと納税の収納実績（平成21年）

1市町村の平均寄附件数	約 31件／1年
1件あたりの平均寄附金額	約 109千円／1件

2 地方公共団体が私人に徴収・収納の事務を委託できる歳入について

- 普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入は、地方自治法施行令第158条により限定され、寄附金は委託できないものとなっている。
- なお、平成15年度の税制改正に伴って、地方自治法施行令第158条の2が新設され、地方税については、収納事務を私人に委託することが可能となり、いわゆる「コンビニ納税」が可能となった。
- 北海道においても、平成19年度より、自動車税の収納事務を、道外を含めた主要コンビニにおいて実施している。

■地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）

第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 貸付金の元利償還金

第百五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

「ふるさと納税」のコンビニでの収納の実現に向けた様々な仕組み

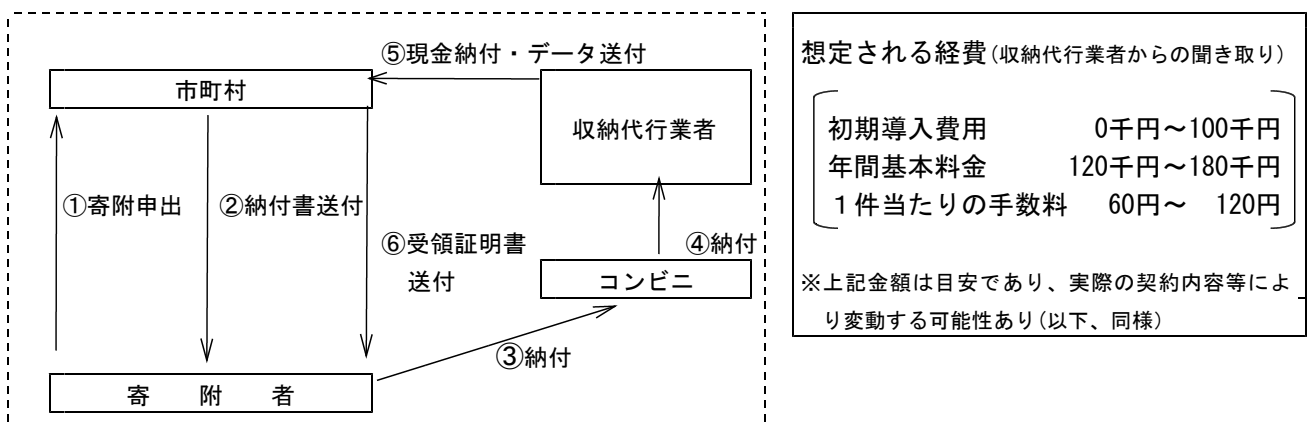
《 提案のねらい 》

- ・「ふるさと納税」は、各市町村が「寄附金」として受け入れているが、地方自治法施行令第158条に掲げる普通地方公共団体が私人に徴収又は収納を委託することができる歳入に「寄附金」が入っていないため、コンビニで収納を行うことができない。
- ・「ふるさと納税」のコンビニでの収納が実現すると、寄附される方は全国の最寄りのコンビニで24時間振り込むことが可能になり、利便性が向上する。そうしたことから、「ふるさと納税」への理解や関心が高まり、収納件数の増加につながる事が期待される。
- ・そこで、道内各市町村を応援するファンの拡大や自治体財政への寄与を図る趣旨から、地方自治法施行令第158条の私人に徴収又は収納を委託できる歳入に「寄附金」を追加するよう、道州制特区推進法に基づいて国に提案しようとするもの。

《 ふるさと納税のコンビニ収納の仕組み 》

1 基本的仕組み

【市町村ごとに業者と契約、納付書を発行】



2 既存の仕組みを活用する場合（税金などのコンビニ収納と合わせて導入）

収納代行業者に聞き取ったところ、税金などのコンビニ収納を既に実施している市町村においては、収納対象科目を追加することにより、初期導入費用、年間基本料の追加負担なしにふるさと納税のコンビニ収納が可能。（1件あたりの手数料の負担のみ）

今後、税金などのコンビニ収納を導入しようとする市町村においては、税金などのコンビニ収納に係る初期導入費用、年間基本料金の中で、ふるさと納税のコンビニ収納が可能。

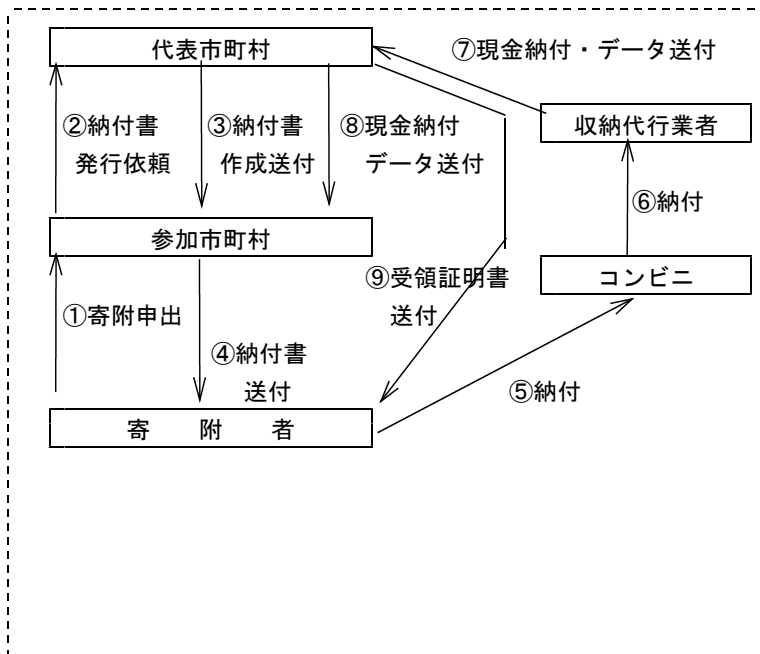
<税金などのコンビニ収納を実施している市町村>

- ①既に実施している市町 ～ 21市町（平成22年12月末現在）
- ②平成23年度に実施予定の市町 ～ 6市町

3 その他の方式

①【経費負担を軽減する仕組み ～ 代表市町村が業者と契約】

複数の市町村がまとまって、代表となる市町村を決め、収納代行業者と一括契約することにより、1市町村あたりの経費負担が軽減される。(初期導入費用及び年間基本料金を参加市町村で按分)



【課題】

- 代表市町村の事務が繁雑となる。
参加市町村毎に納付書を作成
収納した寄附金の振り分け等
- 寄附の申出を受けた市町村と寄附金受領証明書を発行する市町村が異なる。
- 代表市町村の事務費等を参加市町村で分担する取り決めが必要。

想定される経費(収納代行業者からの聞き取り)

①参加市町村で按分

初期導入費用	0千円～100千円
年間基本料金	120千円～180千円

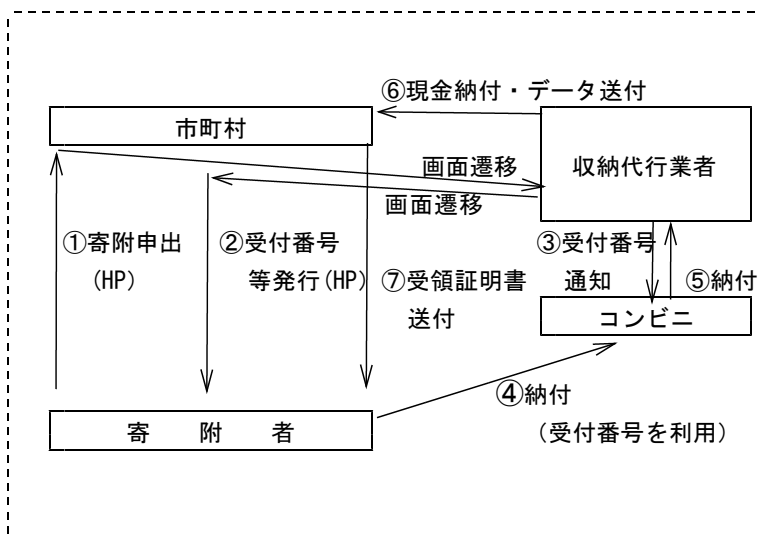
②個々の市町村で負担

1件当たりの手数料	60円～120円
-----------	----------

※このほか代表市町村の事務費等を分担

②【事務負担を軽減する仕組み ～ 納付書発行を省略】

インターネットを利用したコンビニ収納システム(インターネット上で寄附の申出を行った寄附者に対して受付番号等を発行し、寄附者は最寄りのコンビニで受付番号等を示して寄附金を納入する)を活用することにより、寄附者に対して納付書を発行する手間が省け、事務負担が軽減される。



【課題】

- 寄附者は、市町村のHPを通じて受付番号を入手するため、インターネット利用者しか利用できない。
- 寄附受付用のHPの立ち上げが必要なほか、システム導入のための費用負担が発生する。(上記2の「基本的仕組み」とは別に費用が必要)

想定される経費(収納代行業者からの聞き取り)

初期導入費用	50千円～
年間基本料金	60千円～
1件当たりの手数料	180円～

「ふるさと納税」のコンビニ収納に関するアンケート調査結果

【調査概要】

- ・調査対象：道内179市町村
- ・回答数：179市町村
- ・実施時期：平成23年2月～

問1 「ふるさと納税」のコンビニ収納の導入について

	回答市町村数	比率
① 道州制特区提案(地方自治法施行令の改正)が実現したら、前向きに導入を検討したい	7	3.9%
② 税金等の「コンビニ収納」の導入に併せて、導入を検討したい。	13	7.3%
③ 現段階では未定だが、他市町村の状況、経費負担や事務負担を勘案しながら、検討してみたい。	69	38.5%
④ 現段階では、導入する考えはない	90	50.3%

89市町村
(49.7%)

→ 問2 「コンビニ収納」を導入する考えのない理由(複数回答)

	回答市町村数
① 手数料などの費用がかかる。	72
② 事務的な負担がかかる。	22
③ 現在の収納方法で十分である。	44
④ その他 ※	20

※その他の理由の主なもの、「ふるさと納税の年間取扱い件数が少ない」、「税金等のコンビニ収納の導入予定がない」、「収納件数の増加が見込めない」など。

【参考:税金などのコンビニ収納を行っている、または導入予定の市町(27)の導入意向】

	回答市町村数	比率
① 道州制特区提案(地方自治法施行令の改正)が実現したら、前向きに導入を検討したい	6	22.2%
② 税金等の「コンビニ収納」の導入に併せて、導入を検討したい。	-	-
③ 現段階では未定だが、他市町村の状況、経費負担や事務負担を勘案しながら、検討してみたい。	14	51.9%
④ 現段階では、導入する考えはない	7	25.9%

→ 「コンビニ収納」を導入する考えのない理由(複数回答)

	回答市町村数
① 手数料などの費用がかかる。	4
② 事務的な負担がかかる。	2
③ 現在の収納方法で十分である。	1
④ その他 ※	4

※その他の理由は、「収納件数の増加が見込めない」「庁内協議や調査研究等が行われていない」「既存の庁内収納管理システムの改修が必要」など

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大<新旧対照表>

区 分	現 行	権 限 移 譲 後
権限の内容	項 目	内 容
	登 録 権 限	内 容
運 行	協議会の開催条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方運輸局 ・ 登録の更新や登録内容の変更の都度、協議機関による協議・合意が必要
	【協議事項】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用有償旅客運送の必要性 ・ 運送の区域 ・ 旅客から収受する対価（運賃） ・ 旅客の範囲
基 準	実施主体 (福祉・過疎地有償) (規則第48条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人、公益法人、認可地縁団体、農協、生協、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会
	利用者範囲	
要 件	市町村運営 (交通空白)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の住民、その親族、当該市町村に日常の用務を有する者
	市町村運営 (市町村福祉)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者、要介護認定者、要支援認定者、その他障害を有する者
等	福祉有償	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名簿登録が必要（登録者の付添人は利用可能）
	過疎地有償	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地住民、その親族、当該市町村に日常の用務を有する者 ・ 名簿登録が必要（登録者の同伴者は利用可能）
等	運賃 (規則第51条の15)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実費の範囲内 ・ 営利目的と認められない妥当な範囲内（タクシー運賃の1/2以内を目安）
	登 録 権 限	内 容
運 行	協議会の開催条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村 ・ 地域の協議機関であらかじめ合意した次の場合には、協議機関での協議・合意を省略することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ①登録更新の場合（法第79条の6②を改正） ②軽微な登録内容の変更の場合（規則第51条の13を改正）
	実施主体 (福祉・過疎地有償) (規則第48条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の他に、「地域の協議会の合意により認めたもの」を追加する。
要 件	利用者範囲	
	市町村運営 (交通空白)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の協議機関の合意により認めた場合は、次の者の利用を可能にする。
等	市町村運営 (市町村福祉)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村運営（交通空白）有償運送における一時的用務の者（通達の改正）
	福祉有償	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村運営（福祉）・福祉有償運送における通院目的の者（規則第49条第3号の改正）
等	過疎地有償	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地有償で名簿登録をしていない者（訪問客等）（規則第49条第2号の改正）
	運賃 (規則第51条の15)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の協議機関の合意により運賃を設定することを可能にする。（通達の改正）
法令制度	<p>○国土交通省は、出先機関の見直しに係る自己仕分けで、「自家用有償旅客運送について、市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する」とした。</p> <p>○平成22年12月に閣議決定された国の出先機関原則廃止に向けた「アクションプラン」では、自家用有償旅客運送の登録権限について、希望する市町村に権限を移譲することとされている。</p>	
(財 源)	<p>【特区提案】</p> <p>○ 自家用有償旅客運送の登録権限の市町村への移譲と併せて、地域の関係者の合意により、地域の実情に応じ、登録要件や基準等を定めることができるようにする。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【財源措置】</p> <p>○ 国において、現に実施している自家用有償旅客運送の登録権限に係る経費（事務費・人件費）について、交付金として財源措置を求める。</p>	

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び 登録要件等に係る裁量権の拡大

1 基本的な考え方

〈現 状〉			⇒	〈目指す姿〉		
登 録	登録権限	地方運輸局	登録権限 の移譲	登 録	登録権限	市町村
	協議機関	地域の関係者が合意			協議機関	地域の関係者が合意
運 行 基 準 ・ 要 件	実施実施主体	NPO等に限定	裁量権の 拡大	運 行 基 準 ・ 要 件	実施実施主体	地域の関係者で構成 する協議機関（地域 公共交通会議または 運営協議会）で合意 した内容で実施する ことを可能にする
	運送区域	市町村を単位			運送区域	
	利用可能車両	バス・乗用車			利用可能車両	
	利用者	地域住民等 事前登録が必要			利用者	
	運賃	タクシー運賃の1/2 以内を目安			運賃	

2 国の動向（登録権限の移譲）

- ・国土交通省は、出先機関の見直しに係る自己仕分けで、「自家用有償旅客運送について、市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する」とした。
- ・昨年12月に、出先機関改革を進めるための「アクションプラン」が閣議決定され、国土交通省の自己仕分けのとおり、自家用有償旅客運送について希望する市町村に権限を移譲することとし、移譲を円滑に進めるため、今後、相談窓口を設けるなどの体制整備等を行うこととされた。

3 自家用有償旅客運送に係る市町村アンケートの結果

【調査概要】

- ・調査対象：道内71市町村 （ 内訳：市町村有償旅客運送実施市町村 51
地域公共交通活性化協議会設置市町村 33 ※重複13 ）
- ・回答数：64市町村（回収率90.1%）
- ・実施時期：平成22年11月

【登録権限の移譲に関する意向】

- ・移譲を希望する回答数 16市町村

【現行制度に対する要望事項】

区 分		市町村からの要望事項	該当法令
登 録 ・ 協 議 機 関	登録の有効期間	登録の有効期間が短いため、有効期間を現行の3年から5年～6年としてほしい。	法79条の5
	協議会の開催条件	登録更新にあたって、登録内容に変更がない場合には、協議会の開催を省略できるようにしてほしい。	法79条の6
	協議会の構成員	路線変更等の簡易な変更については、協議会の開催を省略できるようにしてほしい。	法79条の7
運 行 基 準 ・ 要 件	運送実施主体	福祉・過疎地有償運送の実施主体に、株式会社、個人等を追加してほしい。	規則48条
	運送区域	隣接市町村を単位とすることを可能にしてほしい。	規則51条の4
	利用可能車両	過疎地有償運送の利用可能車両に、貨物自動車を追加してほしい。	通達
	利用者	市町村（交通空白）有償運送で、観光客や近隣住民など町外の利用者を可能にしてほしい。 市町村（福祉）・福祉有償運送で、自治体病院利用者全ての利用を可能にしてほしい。 名簿登録制を廃止してほしい。	規則49条1号～3号
	運送の対価（運賃）	地域の実情に合わせた運賃の設定を可能にしてほしい。	規則51条の15
運転手の要件	運転手の資格要件を緩和してほしい。	通達 規則51条の16	

※法～道路運送法 規則～道路運送法施行規則

自家用有償旅客運送の裁量権の拡大に向けた検討の方向

〔自家用有償旅客運送の登録権限の市町村への移譲と合わせて、運行の基準・要件や登録の有効期間等について、地域の協議機関での合意により、地域の実情に応じて決めることができるようにする。〕

(1) 登録

項目	現 行	検討事項
登録権限	・国土交通大臣（地方運輸局）での登録が必要	〔閣議決定された出先機関改革のアクションプランにおいて「希望する市町村に権限を移譲」と整理〕
登録の有効期間	・2年ごとに更新が必要 ただし、業務改善命令、重大な事故等がない場合は、3年とする	・登録の有効期間の延長については、下記の「協議会の開催条件の緩和」と併せると、長期にわたって地域の関係者による協議の場が持たれなくなることとなるので、望ましくない。

(2) 地域の協議機関（地域公共交通会議または運営協議会）

項目	現 行	検討事項
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償旅客運送の必要性 ・運送の区域 ・旅客から收受する対価（運賃） ・旅客の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の開催条件の緩和(裁量の拡大) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地域の協議機関であらかじめ合意した次の場合には、協議機関での協議・合意を省略することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・登録内容に変更等のない登録更新の場合（法第79条の6を改正） ・軽微な登録内容の変更の場合（法第79条の7を改正） </div>
協議会の開催条件	・登録の更新や登録内容の変更の都度、協議機関による協議・合意が必要	
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村又は都道府県 ・旅客自動車運送事業者(バス・タクシー) ・住民又は旅客 ・地方運輸局 ・事業用自動車の運転手が組織する団体 ・(運営協議会の場合は)既に自家用有償運送を行っている団体 (その他学識経験者等を加えることができる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の協議機関で合意形成するためには、地域公共交通関係者の参画が必要であり、構成員の要件緩和は望ましくない。 ・なお、多くの委員を日程調整して協議会を開催することが難しいとの意見については、上記「協議会の開催条件の緩和」の方向で検討。

(3) 運行の基準・要件

項 目	現 行	検討事項
運送実施主体 市町村運営 福祉・過疎地有償	・市町村 ・NPO 法人、公益法人、認可地縁団体、農協、生協、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会	・運送実施主体の追加 福祉・過疎地有償有償運送の実施主体に、地域の協議機関の合意により認められた者を追加する。 (例：株式会社、個人等) (規則第 48 条の改正)
運送区域	・市町村を単位とし、運送の発地又は着地のどちらかが運送の区域内であること ※福祉・過疎地有償運送で、複数市町村を運送区域とするためには、運営協議会を該各市町村の合同または都道府県で主宰することにより可能	・隣接市町村を単位として運送区域を設定するとの要望については、現行制度で対応可能。
利用可能車両 市町村運営 (交通空白) 市町村運営 (市町村福祉) 福祉有償 過疎地有償	・バス (乗員 11 名以上) ・普通自動車 (乗員 11 名未満) ・福祉自動車 (寝台車、車いす車等) ・セダン等 (貨物用を除く) いずれも乗員 11 名未満の自動車 ・バス (乗員 11 名以上) ・普通自動車 (乗員 11 名未満) ※他に使用できる乗用車がないなどやむを得ない場合は、自家用貨物自動車の使用も可能	・過疎地有償運送において、貨物自動車の利用を可能にするとの要望については、現行制度で対応可能。
利用者 市町村運営 (交通空白) 市町村運営 (市町村福祉) 福祉有償 過疎地有償	・市町村の住民、その親族、当該市町村に日常の用務を有する者 ・身体障害者、要介護認定者、要支援認定者、その他障害を有する者 ・名簿登録が必要 (名簿登録者の付添人は利用可能) ・過疎地住民、その親族、当該市町村に日常の用務を有する者 ・名簿登録が必要 (名簿登録者の同伴者は利用可能)	・利用者範囲に係る裁量の拡大 地域の協議機関の合意により認められた場合は、次の者の利用を可能にする。 ・市町村運営 (交通空白) 有償運送における訪問客など一時的用務の者 (処理方針 (通達) の改正) ・市町村運営 (福祉)・福祉有償運送における通院目的の者全般 (規則第 49 条第 3 号、処理方針 (通達) の改正) ・過疎地有償で名簿登録をしていない者 (訪問客等) (規則第 49 条第 2 号の改正)

項 目	現 行	検討事項			
運送の対価（運賃） <table border="1" data-bbox="164 376 400 779"> <tr> <td data-bbox="164 376 400 477">市町村運営</td> <td data-bbox="400 376 951 477"> <ul style="list-style-type: none"> 燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 477 400 779">福祉・過疎地有償</td> <td data-bbox="400 477 951 779"> <ul style="list-style-type: none"> 燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること 当該地域の一般旅客自動車運送事業の運賃を勘案して、営利目的とは認められない妥当な範囲で、運営協議会での協議が調っていること ※タクシー料金の運賃の概ね 1/2 の範囲内を目安とする </td> </tr> </table>	市町村運営	<ul style="list-style-type: none"> 燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること 	福祉・過疎地有償	<ul style="list-style-type: none"> 燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること 当該地域の一般旅客自動車運送事業の運賃を勘案して、営利目的とは認められない妥当な範囲で、運営協議会での協議が調っていること ※タクシー料金の運賃の概ね 1/2 の範囲内を目安とする 	<ul style="list-style-type: none"> 運賃に係る裁量の拡大 <div data-bbox="965 443 1461 680" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地域の協議機関の合意により、運賃を設定することを可能にする。 （例：協議会の合意があれば、タクシー料金の 1/2 以上の設定も可能とする） （規則第 51 条の 15、通達の改正）</p> </div>
市町村運営	<ul style="list-style-type: none"> 燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること 				
福祉・過疎地有償	<ul style="list-style-type: none"> 燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること 当該地域の一般旅客自動車運送事業の運賃を勘案して、営利目的とは認められない妥当な範囲で、運営協議会での協議が調っていること ※タクシー料金の運賃の概ね 1/2 の範囲内を目安とする 				
運転者の要件	<ul style="list-style-type: none"> 二種免許取得者 一種免許取得者かつ国土交通大臣が認定する講習を修了した者 ※福祉有償運送において、福祉自動車以外を使用する場合は、別途、介護福祉士、訪問介護員等の資格が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 運転手の要件については、乗客の安全に係わる内容であることから、要件緩和は望ましくない。 			
運行管理・安全対策等	<ul style="list-style-type: none"> 運行管理責任者の選任 乗務記録の保存 運転者台帳及び運転者証の作成 整備管理責任者の選任 日常点検・定期点検の実施 事故対応責任者の選任 損害賠償措置（任意保険への加入） 苦情処理体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 運行管理・安全対策等については、乗客の安全に係わる内容であることから、要件緩和は望ましくない。 			

自家用有償旅客運送について

1 経緯

- ・ H 15 年 4 月：構造改革特区における特例措置として、NPO等によるボランティア輸送としての有償運送（福祉有償運送）及び交通機関空白の過疎地における有償運送（過疎地有償運送）実施が可能となった。
- ・ H 16 年 3 月：構造改革特区での試行を踏まえ、国は、福祉・過疎地有償運送を全国的に認める取扱通知を発出。特区に限らず、全国的に福祉・過疎地有償運送の許可が可能となった。
- ・ H 18 年 10 月：道路運送法が改正され、福祉・過疎地有償運送が「自家用有償旅客運送」の類型として法的に位置づけられ、登録制とされた。

2 概要

- ・ 自動車を使用して有償で他人を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、バス、タクシー等の一般旅客自動車運送事業の許可を国土交通大臣から受けることが必要。
- ・ 自家用自動車は、災害のため緊急を要するときや、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合を除いて、有償運送には使用してはならないとされている。
- ・ しかし、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合においては、公共の福祉を確保する観点から、市町村やNPO法人等による自家用有償旅客運送を認める制度を創設。
- ・ 自家用有償旅客運送を行う者は、国土交通大臣の登録を受けることが必要。

3 種別

1 市町村運営有償運送	
① 交通空白輸送	市町村内の過疎地域等の交通空白地帯において、市町村自らが当該市町村内の住民の運送を行うもの
② 市町村福祉輸送	当該市町村の住民のうち、身体障害者、要介護者等であって、市町村に会員登録を行った者に対して、市町村自らが原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの
2 福祉有償運送	
NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの	
3 過疎地有償運送	
NPO法人等が過疎地域等において、当該地域の住民やその親族等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって運送を行うもの	

4 運営協議会における合意

- ・ 福祉・過疎地有償運送の登録を受けるためには、運営協議会（市町村運営有償運送にあつては地域公共交通会議）の合意が必要であり、「運営協議会における合意がないとき」は国土交通大臣の登録の拒否要件になっている。
- ・ 運営協議会は、地方公共団体（主宰者）、地方運輸局（又は支局）、利用者、地域住民、輸送に係る地域のボランティア団体、バス・タクシー等関係公共交通機関（事業者団体を含む）等で構成される。
- ・ 協議会の目的は、関係者間で、自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、対価、旅客の範囲等について協議すること。

5 道内における自家用有償運送について

- ・ 福祉有償運送：道内では241団体が登録（全国 2,333 団体）（H22.3 末現在）
- ・ 過疎地有償運送：道内では10団体が登録（全国 66 団体）（H22.3 末現在）
- ・ 登録については、道内7カ所の運輸支局（道運輸局の出先機関）で行われている。

改正法による自家用有償運送に係る取扱いについて

旧80条による有償運送

- ・災害のため緊急を要する場合
- ・公共の福祉を確保するためやむを得ない場合（例外許可）

- ・市町村バス
- ・過疎地有償運送
- ・福祉有償運送
- ・スクールバス
（学校教育法等に限る）
- ・訪問介護員等による有償運送許可

改正法による有償運送

【法第78条第1号】

- ・災害のため緊急を要する場合

改正法による登録制度

【法第78条第2号】

- ・市町村運営有償運送

〔交通空白輸送
市町村福祉輸送〕

- ・過疎地有償運送

- ・福祉有償運送

改正法による許可制度

【法第78条第3号】

- ・スクールバス
（学校教育法等に限る）

- ・訪問介護員等による有償運送許可

自家用有償旅客運送の概要

<運営協議会>

(市町村運営有償運送にあつては地域公共交通会議)

地方公共団体(主宰者)、地方運輸局(又は支局)、学識経験者、利用者、地域住民、移送に関する地域のボランティア団体、バス・タクシー等関係交通機関(事業者団体を含む)等で構成

関係者間で、自家用有償運送の必要性、対価等について合意

運輸局・支局に
申請

登録

自家用自動車による有償運送が可能に

《運送の対象》

- 過疎地・福祉有償運送の場合は、会員登録をしている者が対象

《遵守事項等》

- 安全の確保・利用者利便の確保

- ・運転者：基本は二種免許だが、一定の認定講習を修了している場合は、一種免許でも可
- ・運行管理体制、整備管理体制、事故処理体制の整備
- ・苦情処理体制の整備
- ・損害賠償措置等

- 運送の対価の説明

- ・対価について掲示又は事前に説明(問題がある場合は変更命令)

- 白タク防止措置

- ・団体名、有償運送である旨等を車体に表示
- ・運転者証等の車内掲示
- ・登録証の写しの携行・表示

結果のフィードバック

事故等を運輸局等
へ報告

運輸局等の監査
行政処分等

地方公共団体による実態把握とフォローアップ(指導・助言)

- 運輸局・支局による事後チェック

事故の再発防止・利用者保護の確保

■道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第七十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）
- 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
- 四 運送しようとする旅客の範囲

（登録の拒否）

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。（略）

- 五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

（登録の有効期間）

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間（次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。）は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次の各号のいずれにも該当するときは、登録の日から起算して三年とする。

- 一 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。
- 二 第七十九条の十の届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。
- 三 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

(有効期間の更新の登録)

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。

(変更登録等)

第七十九条の七 第七十九条の登録を受けた者(以下「自家用有償旅客運送者」という。)は、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項の変更(第三項に規定するものを除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。

2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、前項の変更登録について準用する。

3 自家用有償旅客運送者は、事務所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項の変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(旅客から收受する対価の掲示等)

第七十九条の八 自家用有償旅客運送者は、その業務の開始前に、旅客から收受する対価を定め、国土交通省令で定めるところにより、これをその事務所において公衆に見やすいように掲示し、又はあらかじめ、旅客に対し説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の対価は、実費の範囲内であることその他の国土交通省令で定める基準に従って定められたものでなければならない。

(業務の停止及び登録の取消し)

第七十九条の十二 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。

四 第七十九条の四第一項第五号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除されたとき。

■道路運送法施行規則(昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号)

(地域公共交通会議の構成員)

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

(法第七十八条第二号の者)

第四十八条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人
- 二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体
- 三 農業協同組合
- 四 消費生活協同組合
- 五 医療法人
- 六 社会福祉法人
- 七 商工会議所
- 八 商工会

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）
- 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他これに類する地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「過疎地有償運送」という。）
- 三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
 - イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者
 - ロ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
 - ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
 - ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

(法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき)

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときとは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は協議会において、過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な過疎地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調っていないときとする。

(運営協議会の構成員等)

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行つている特定非営利活動法人等

- 2 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会に、学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。
- 3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る過疎地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(軽微な事項の変更の届出等)

第五十一条の十三 法第七十九条の七第三項 の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 自家用有償旅客運送の種別（過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）
- 三 路線又は運送の区域（減少する場合に限る。）
- 四 事務所の名称及び位置
- 五 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
- 六 運送しようとする旅客の範囲

(旅客から收受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- 三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。

(旅客の名簿)

第五十一条の二十五 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 福祉有償運送にあつては、運送を必要とする理由
- 四 その他必要な事項

■市町村運営有償運送の登録に関する処理方針（平成 18 年 9 月 15 日国自旅第 141 号）

2. (2) 登録の申請

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

(イ)「交通空白輸送」を行う場合は、当該市町村に在住する住民及びその親族、その他当該市町村に日常の用務を有する者を基本とする。

(ロ)「市町村福祉輸送」を行う場合は、当該市町村の住民のうち施行規則第 49 条第 3 号に規定する身体障害者、要介護認定者等の移動制約者であった、当該市町村に会員登録を行った者（会員登録を受けようとする者も含む。）を対象とするものとする。

■過疎地有償運送の登録に関する処理方針（平成18年9月15日国自旅第142号）

2.（2）登録の申請

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

運送しようとする旅客は、申請者の会員（会員となる予定の者を含む。）であって、施行規則第49条第2号に規定する当該地域内の住民及びその親族、当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者とする。

■福祉有償運送の登録に関する処理方針（平成18年9月15日国自旅第143号）

2.（2）登録の申請

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

（イ）運送しようとする旅客の範囲は、施行規則第49条第3号イ、ロ、ハ、ニの区分のうち、運送の対象とするものを記載する。

■自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱い（平成18年9月15日国自旅第144号）

1. 市町村運営有償運送の場合

市町村運営有償運送のうち専ら交通空白輸送を行うものに係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安とする。

市町村運営有償運送のうち専ら移動制約者の運送を行う市町村福祉輸送に係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃の1/2を目安とするものとし、運送の対価以外の対価については当該一般乗用旅客自動車運送事業における料金を参考として定めることができるものとする。

2. 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価の基準等について

(3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から收受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から收受する対価の水準

旅客から收受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていないと認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ. からホ. に掲げる基準を目安とするものとする

イ. 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2の範囲内であること。

ロ. 運送の対価以外の対価にあつては、実費の範囲内であること。

ホ. 過疎地有償運送に係る対価を定める場合であつて、上記イ. からニ. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大＜新旧対照表＞

区 分	現 行	改 正 後																																							
イメージ図	【旅客自動車運送事業の制度区分】	【旅客自動車運送事業の制度区分：道路運送法第78条③の特例許可】																																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">道路運送法上の区分</th> <th style="width: 15%;">根 拠</th> <th style="width: 55%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>一般旅客自動車運送事業</td> <td>法第4条</td> <td>バス、タクシー、ハイヤー</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自家用有償運送</td> <td>市町村運営有償運送 (交通空白輸送・市町村福祉輸送)</td> <td rowspan="3">法第78条②</td> <td>市町村バス、コミュニティバス</td> </tr> <tr> <td>過疎地有償運送</td> <td>NPO等が過疎地域内の会員を送迎</td> </tr> <tr> <td>福祉有償運送</td> <td>NPO等が地域内の移動制約会員を送迎</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公共の福祉を確保するためやむを得ない場合</td> <td>法第78条③</td> <td>スクールバス、訪問介護員等による有償送迎</td> </tr> </tbody> </table>		道路運送法上の区分	根 拠	内 容		一般旅客自動車運送事業	法第4条	バス、タクシー、ハイヤー	自家用有償運送	市町村運営有償運送 (交通空白輸送・市町村福祉輸送)	法第78条②	市町村バス、コミュニティバス	過疎地有償運送	NPO等が過疎地域内の会員を送迎	福祉有償運送	NPO等が地域内の移動制約会員を送迎		公共の福祉を確保するためやむを得ない場合	法第78条③	スクールバス、訪問介護員等による有償送迎	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">道路運送法上の区分</th> <th style="width: 15%;">根 拠</th> <th style="width: 55%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>一般旅客自動車運送事業</td> <td>法第4条</td> <td>バス、タクシー、ハイヤー</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自家用有償運送</td> <td>市町村運営有償運送 (交通空白輸送・市町村福祉輸送)</td> <td rowspan="3">法第78条②</td> <td>市町村バス、コミュニティバス</td> </tr> <tr> <td>過疎地有償運送</td> <td>NPO等が過疎地域内の会員を送迎</td> </tr> <tr> <td>福祉有償運送</td> <td>NPO等が地域内の移動制約会員を送迎</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公共の福祉を確保するため又は地域の実情を踏まえやむを得ない場合</td> <td>法第78条③</td> <td>スクールバス、訪問介護員等による有償送迎、<u>アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎</u></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○概 要：アウトドア事業者が利用客をアウトドア観光実施場所と駅・主要ターミナル等との間の区域で有償送迎を行う。 ○実施主体：アウトドア事業者（北海道アウトドアガイド資格制度で認定しているガイド及び優良事業者） ○利 用 者：送迎を行うアウトドア事業者が提供するアウトドアガイドサービスの利用者及び同伴者 ○許可権者：国土交通大臣（地方運輸局） <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">※提案する制度の詳細は別紙のとおり</p> </div>		道路運送法上の区分	根 拠	内 容		一般旅客自動車運送事業	法第4条	バス、タクシー、ハイヤー	自家用有償運送	市町村運営有償運送 (交通空白輸送・市町村福祉輸送)	法第78条②	市町村バス、コミュニティバス	過疎地有償運送	NPO等が過疎地域内の会員を送迎	福祉有償運送	NPO等が地域内の移動制約会員を送迎		公共の福祉を確保するため又は地域の実情を踏まえやむを得ない場合	法第78条③
	道路運送法上の区分	根 拠	内 容																																						
	一般旅客自動車運送事業	法第4条	バス、タクシー、ハイヤー																																						
自家用有償運送	市町村運営有償運送 (交通空白輸送・市町村福祉輸送)	法第78条②	市町村バス、コミュニティバス																																						
	過疎地有償運送		NPO等が過疎地域内の会員を送迎																																						
	福祉有償運送		NPO等が地域内の移動制約会員を送迎																																						
	公共の福祉を確保するためやむを得ない場合	法第78条③	スクールバス、訪問介護員等による有償送迎																																						
	道路運送法上の区分	根 拠	内 容																																						
	一般旅客自動車運送事業	法第4条	バス、タクシー、ハイヤー																																						
自家用有償運送	市町村運営有償運送 (交通空白輸送・市町村福祉輸送)	法第78条②	市町村バス、コミュニティバス																																						
	過疎地有償運送		NPO等が過疎地域内の会員を送迎																																						
	福祉有償運送		NPO等が地域内の移動制約会員を送迎																																						
	公共の福祉を確保するため又は地域の実情を踏まえやむを得ない場合	法第78条③	スクールバス、訪問介護員等による有償送迎、 <u>アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎</u>																																						
法令制度	<p>＜道路運送法第78条＞ 自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。</p> <p>一及び二 （略）</p> <p>三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。</p>	<p>【特区提案】 ※道路運送法第78条③に次のとおり文言を追加し、同規定に基づき、上記「アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎」を許可する。</p> <p>＜道路運送法第78条＞ 自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。</p> <p>一及び二 （略）</p> <p>三 公共の福祉を確保するため又は地域の実情を踏まえやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。</p>																																							

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎のイメージ

～現行制度との比較～

(1) 制度の概要

(現行制度)

事 項	アウトドア事業者による 自家用有償旅客送迎 (イメージ)
目的・特徴	アウトドア観光を体験する観光客に、交通アクセスを含めて安全で良質なガイドサービスを提供し、観光客の利便性の向上とアウトドア観光のブランド化を図る。
概 要	アウトドア事業者が利用客をアウトドア観光実施場所と最寄りの駅・主要ターミナル等との間の区域で送迎を行う。
許可・登録	国土交通大臣（地方運輸局）の許可
法的根拠	道路運送法第78条第3号に基づく許可 （「地域の実情を踏まえやむを得ない場合」の文言を追加）
実施主体	アウトドア事業者 （北海道アウトドアガイド資格制度で認定しているガイド及び優良事業者を対象とする。）
許可（登録）年数	2年間（改善命令や重大な事故等がない場合は3年間）
道の関与	制度の対象とするアウトドア事業者は、北海道アウトドア資格制度で認定しているガイド及び優良事業者とする。

自家用有償運送事業 (過疎地有償運送)	一般乗用旅客自動車運送事業 (ハイヤー・タクシー)
タクシー等の公共交通機関によっては十分な輸送サービスが確保できない過疎地域において、地域住民の生活に必要な輸送手段を確保する。	一般の法人タクシーや個人タクシー等が行う有償運送事業
NPO法人等が、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して会員に対して輸送サービスを行う。	乗車定員11人未満の自動車を貸し切って有償で旅客を運送する事業
国土交通大臣（地方運輸局）の登録	国土交通大臣（地方運輸局）の許可
道路運送法第78条第2号、第79条	道路運送法4条第1項
NPO法人、公益法人、農協、商工会等の非営利法人	法人又は個人
2年間（改善命令や重大な事故等がない場合は3年間）	個人タクシーについては、概ね3年間
—	—

(2) 運行の基準・要件

事 項	アウトドア事業者による 自家用有償旅客送迎（イメージ）
営業区域	アウトドア観光実施場所と最寄りの駅・主要ターミナル等との間の区域（旅客の発地または着地のいずれかが運送の区域内にあること）
車 両	①バス（乗車11名以上の自動車） ②普通自動車（乗員11名未満の自動車）
利用者	送迎を行うアウトドア事業者が提供するアウトドアガイドサービスの利用者及びその同伴者
運送の対価	実費（燃料費その他の費用）の範囲内で、営利と認められない妥当な範囲
運転者の要件	①二種免許取得者、又は ②一種免許取得者かつ国土交通大臣の認定講習を修了した者
運行管理・安全対策	運行管理者責任者の選任、 運転者台帳及び運転者証の作成、 整備管理責任者の選任、 日常点検・定期点検の実施、 事故対応体制の整備、 苦情処理体制の整備 等
損害賠償措置（保険加入）	対人賠償（1名につき）8000万円以上、対物賠償200万円以上の任意保険または共済に加入する契約を締結していること
運営協議会	—

（現行制度）

自家用有償運送事業 （過疎地有償運送）	一般乗用旅客自動車運送事業 （ハイヤー・タクシー）
市町村単位（旅客の発地または着地のいずれかが運送の区域内にあること）	営業区域内（札幌交通圏、小樽市など）
①バス（乗車11名以上の自動車） ②普通自動車（乗員11名未満の自動車）	普通自動車（乗員11名未満）
過疎地域の住民、その親族、当該地域に日常の用務を有する者及びその同伴者 ※事前の名簿登録が必要	限定なし
実費（燃料費その他の費用）の範囲内で、営利と認められない妥当な範囲 （タクシー料金の運賃の概ね1/2の範囲内を目安とする）	運賃の種類に、①距離性運賃、②時間運賃、③定額制運賃がある。 （原則として①距離性運賃を適用）
①二種免許取得者、又は ②一種免許取得者かつ国土交通大臣の認定講習を修了した者	二種運転免許取得者
運行管理者責任者の選任、 運転者台帳及び運転者証の作成、 整備管理責任者の選任、 日常点検・定期点検の実施、 事故対応体制の整備、 苦情処理体制の整備 等	運行管理者（資格取得者）の選任、 運転者台帳及び運転者証の作成、 整備管理者（資格取得者）の選任、 日常点検・定期点検の実施、 事故対応体制の整備、 苦情処理体制の整備、 運行管理規程、整備管理規程の作成等
対人賠償（1名につき）8000万円以上、対物賠償200万円以上の任意保険または共済に加入する契約を締結していること	対人賠償（1名につき）8000万円以上 対物賠償200万円以上の任意保険また 済に加入する契約を締結していること
市町村が主宰し、旅客運送事業者（タクシー、バス）、住民・旅客、運転手団体（労働組合）で構成。 運行に当たって運営協議会の同意が必要。	—

アウトドア事業者の送迎に関するヒアリング結果

【調査概要】

・調査対象：アウトドア事業者 9法人 ・調査時期：平成23年2月 ・調査方法：メール及び電話による聴取

1 アウトドア事業者の送迎について

(1)送迎パターン

アウトドア事業者によってサービス内容が異なり、事業者の形態や規模別、地域別に送迎方法を一概に類型化できない。送迎は概ね次の3パターンに分類できるが、実際は組み合わせて対応している。

送迎タイプ区分	具体的な例	該当法人数 (複数回答)
パターンA [現地集合]	・利用客はマイカー・レンタカー等を利用	9
パターンB [起終点を限定して送迎]	・最寄り駅の他に、近隣のホテルまで送迎 ・事務所まで着替え等をして、バスで体験実施場所へ移動	8
パターンC [空港や都市部まで送迎]	・千歳空港まで送迎する場合もあり。	2

(2) 送迎に関する主な特徴

アウトドア活動は、広大な自然フィールドを利用するため、実施場所までの送迎においても、悪路を走行するなど、自然条件に応じた対応が求められ、公共交通機関によって代替することが難しい状況にある。

①送迎状況

- 砂利道などの悪路を走行することがある。
- カヌー、ラフティングボートなどを旅客に併せて運送することがある。
- 濡れたり汚れたりした服装や、泥の付いた靴で乗車することがある。
- 気象等のコンディションによっては体験が予定どおりの時間とならないことがある。
- 1回当たりの送迎人数は少人数(1人～8人程度)の場合が多い。
- 調査した事業者は、全て自賠責保険の他に任意保険に加入している。

②公共交通機関の利用状況

- アウトドア活動実施場所までの公共交通が確保されていないことが多い。
- 地元のタクシー会社は車両が少ないので、お客様に紹介することはあまりない。
- 路線バスは、便数が少なく、体験時間と合わない。
- 送迎サービスを利用しない観光客のほとんどはマイカーやレンタカーを利用しており、タクシーを利用する方はほとんどいない。
- 団体の場合は、貸切バスを手配してくることが多い。

2 自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大に関する、アウトドア事業者の主な意見

(1)適用が拡大された場合のアウトドア事業者にとってのメリット・デメリット

メリット	デメリット
・送迎に係る費用を区分して徴収できる ・他の地域への送迎による集客の可能性 ・新たに他の場所で行う体験メニュー提供など自由度が増す	・許認可・運行管理に係る事務の繁雑化

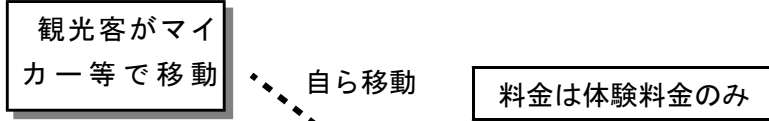
(2)適用が拡大された場合の利用希望

	回答法人数
検討する	5
条件により検討する	2
検討しない	2

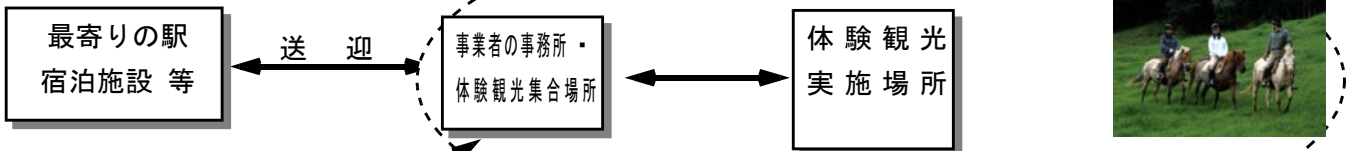
アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎のパターン(イメージ)

■現状の送迎パターン

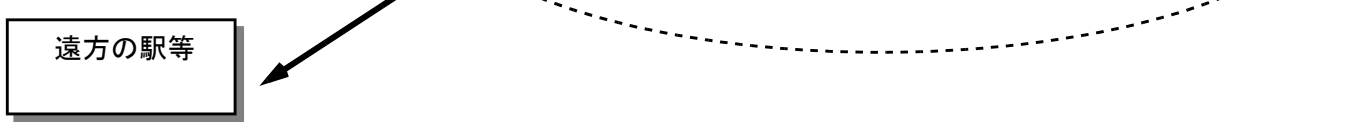
<パターンA>



<パターンB>

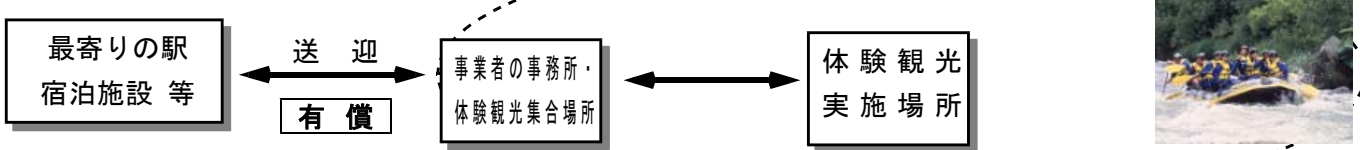


<パターンC>



■提案する自家用有償送迎の送迎パターン

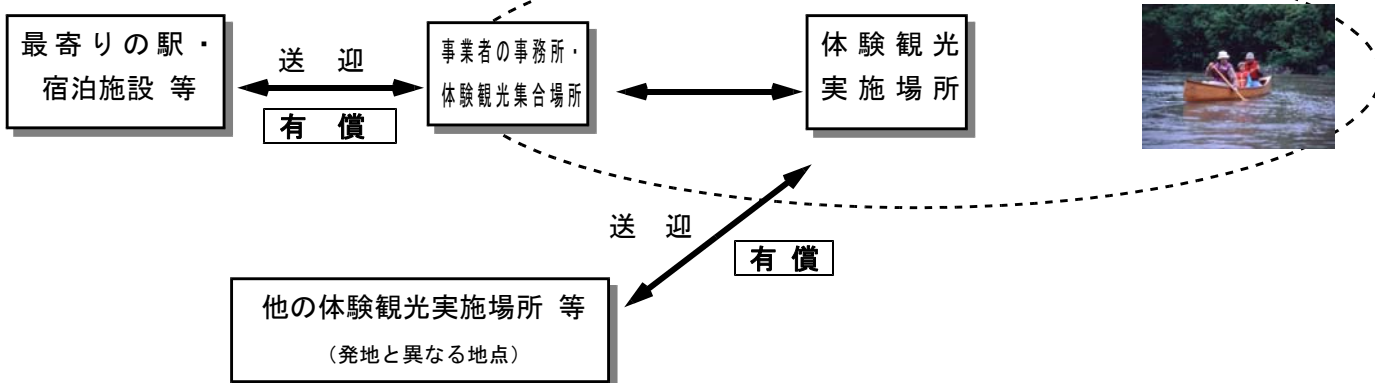
<パターンB>



<パターンC>



<複数の体験観光を行うパターン>



※送迎のパターンには、上記の組み合わせがあり、それぞれ有償で送迎料金を徴収できるようにする。

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大のメリット・デメリットの整理

送迎イメージ		メリット及びデメリット		
		アウトドア事業者にとって	観光客にとって	行政にとって
<p><パターンB> 最寄りの駅・宿泊施設等 ～事業者の事務所等 体験観光実施場所</p>	<p>北海道アウトドア資格制度により認定しているガイドと優良事業者が有償で送迎することを可能にする。</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎に係る費用を区分して徴収できる。 ・観光客の移動の利便性が高まり、集客増につながる可能性がある。 ・他の体験観光との組み合わせによる、多様な観光メニューを提供できる。 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎に係る安全の確保が担保されていることを確認できる。 ・他の体験観光実施場所への移動など、より利便性の高いアクセスが確保できる。 ・多様な観光メニューを体験できる。 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトドアガイド等の活用により、安全で質の高いガイドサービスと観光客の安全が担保されたアクセスが確保され、北海道のアウトドア観光のブランド化を図ることができる。 ・優れたアウトドア事業者の育成が図られる。
<p><パターンC> 遠方の駅等 ～事業者の事務所等 体験観光実施場所</p>		<p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可手続きや運行管理事務が発生する。 	<p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎費用の負担が発生する。 	
<p><複数の体験観光を行うパターン> 最寄りの駅・宿泊施設等 ～事業者の事務所等 体験観光実施場所 ～他の体験観光実施場所</p>				

地域の交通事情・観光客の要望・事業者の経営方針に応じて旅客を送迎

北海道アウトドア資格制度の概要

雄大で豊かな北海道の自然は、本格的なアウトドア活動が体験できる魅力的なフィールドであり、国内だけではなくアジア地域を中心に広く海外からも人気を集めている。

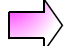
道では、「安全・安心」や「北海道ならではの自然環境の特性」をキーワードに「山岳」、「自然」、「カヌー」、「ラフティング」、「トレイルライディング」の5分野を認定する『北海道アウトドア資格制度』を平成14年度に創設し、北海道におけるアウトドア活動の振興に取り組んできた。

1 制度の仕組み


(1)個人資格制度

○アウトドアガイドを対象に、北海道でガイド業務に携わる際に必要な知識と技術の水準を試験により審査し、北海道アウトドアガイド資格を認定するもの。

○試験には、全ての対象分野に共通する一般的知識を審査する「**基礎分野**」の筆記試験と分野毎の専門的な知識と技術を審査する「**専門分野**」の筆記試験と実技試験の3つがあり、ある分野の資格を取得するには、3つの試験の全てに合格する必要がある。

○アウトドアガイド試験の区分  山岳、自然、カヌー、ラフティング、トレイルライディング

○アウトドアガイド試験の区分(資格取得の条件)

①基礎分野(筆記)	※各分野共通	→	合格	}  資格 取得
②専門分野(筆記)	※分野毎	→	合格	
③専門分野(実技)	※分野毎	→	合格	

○アウトドアガイド試験の主な審査事項

試験の区分		審査事項	主な審査項目
基礎 分野	筆記試験	道内でガイド業務に従事する際に必要な基礎的な知識	<ul style="list-style-type: none"> ●ガイドの役割・責任 ●リスクマネジメント(危険の予測・回避、応急処置) ●自然環境の保全に関する知識 ●野外行動技術(地形図、気象に関する知識) ●ガイド技術(参加者の理解・把握、コミュニケーション手法、ホスピタリティ等) ●動植物に関する知識 ●北海道に関する総合知識(地理、歴史、文化、アイヌ民族等)
専門 分野	筆記試験 ・ 実技試験	分野毎の専門的な知識・技術	<ul style="list-style-type: none"> ●ガイドの役割・責任 ●リスクマネジメント ●ガイド技術・能力 ●自己能力【山岳】 ●自然に関する知識、北海道学、自然解説能力【自然】 ●基本操作技術【カヌー、ラフティング】 ●乗馬技術、馬の管理に関する知識・技術【トレイルライディング】

(2)優良事業者登録制度

○ツアー参加者数に応じて、ガイド資格取得者の一定数以上の配置を行う実施体制の他、スタッフ研修・労務管理、環境保全対策など、安全で快適なサービスを提供する体制の整ったアウトドア事業者を優良事業者として認定登録。

○登録区分は山岳、自然、カヌー、ラフティング、トレイルライディングの5分野です。

○登録の標準

- ①安全対策等(安全確保、危険の告知、緊急時の対応、保険の加入)
 - ②人員体制(ガイドの適正配置、ガイドの訓練実施、ガイドの勤務条件整備)
 - ③備品装備(安全な備品等の整備(救命・救急用品、通信機器等)、休息のための施設整備)
 - ④顧客サービス(十分な情報提供、苦情等への適切な対応)
 - ⑤周辺環境対策(環境への配慮・指導、地域への配慮)
 - ⑥記録・評価システム(事業活動記録の整備保存、事業活動の評価改善、関係法令の理解遵守)

2 資格制度の対象分野と資格取得者

(1)個人資格制度

○分野別 (平成22年3月31日現在)

山 岳	自 然	カヌー	ラフティング	トレイルライディング	計(延べ)
187人	121人	122人	100人	114人	644人

(2)優良事業者登録制度 11事業者

■道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（定義）

第二条

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

■道路運送法施行規則（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

（有償運送の許可申請）

第五十条 法第七十八条第三号の規定により、自家用自動車の有償運送の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した有償運送許可申請書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 運送需要者
- 三 運送しようとする人の数又は物の種類及び数量
- 四 運送しようとする期日若しくは期間又は区間若しくは区域
- 五 有償運送を必要とする理由

■ 条文改正イメージ

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するため又は地域の実情を踏まえやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

認定NPO法人の認定権限の移譲に伴う国と道の協議の場などの法制化<新旧対照表>

区 分	現 行	権 限 移 譲 後																																																																																																
事務処理のイメージ図																																																																																																		
権限の内容	<p>【租税特別措置法】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">国</th> <th style="width: 10%;">道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">認 定</td> <td>・事前相談（予約制・面談）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・所轄庁から事業報告書等の写しの送付</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・実態調査</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監 督</td> <td>・認定</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※パブリックサポートテスト（PST）要件を満たすことが必要</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">監 督</td> <td>・認定等の告示</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・事業年度終了後の報告等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・情報公開（閲覧）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・実態調査</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監 督</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・認定取消（強制的取消）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	国	道	認 定	・事前相談（予約制・面談）	○		・所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付		○	・所轄庁から事業報告書等の写しの送付		○	・実態調査	○		監 督	・認定	○		※パブリックサポートテスト（PST）要件を満たすことが必要			監 督	・認定等の告示	○		・事業年度終了後の報告等	○		・情報公開（閲覧）	○		・実態調査	○		監 督				・認定取消（強制的取消）	○		<p>【特定営利活動促進法（NPO法）の改正】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">国</th> <th style="width: 10%;">道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">認 定</td> <td>・事前相談</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付</td> <td></td> <td style="text-align: center;">不要※</td> </tr> <tr> <td>・所轄庁から事業報告書等の写しの送付</td> <td></td> <td style="text-align: center;">不要※</td> </tr> <tr> <td>・実態調査</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監 督</td> <td>・都道府県と国税庁が双方向で情報提供や協議等を行う場の設置を法制化する。【新設】</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・認定</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">監 督</td> <td>※NPO法人の主たる事務所所在地の都道府県が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき個別に指定した法人に限りPST要件を免除する。【新設】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・認定等の告示</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・事業年度終了後の報告等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・情報公開（閲覧）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">監 督</td> <td>・実態調査</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・都道府県と国税庁が双方向で情報提供や協議等を行う場の設置を法制化する。【新設】</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・勧告</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・改善命令</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>監 督</td> <td>・認定取消（強制的取消及び任意的取消）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	国	道	認 定	・事前相談		○	・所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付		不要※	・所轄庁から事業報告書等の写しの送付		不要※	・実態調査		○	監 督	・都道府県と国税庁が双方向で情報提供や協議等を行う場の設置を法制化する。【新設】	○	○	・認定		○	監 督	※NPO法人の主たる事務所所在地の都道府県が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき個別に指定した法人に限りPST要件を免除する。【新設】			・認定等の告示		○	・事業年度終了後の報告等		○	・情報公開（閲覧）		○	監 督	・実態調査		○	・都道府県と国税庁が双方向で情報提供や協議等を行う場の設置を法制化する。【新設】	○	○	・勧告		○	・改善命令		○	監 督	・認定取消（強制的取消及び任意的取消）		○
項 目	国	道																																																																																																
認 定	・事前相談（予約制・面談）	○																																																																																																
	・所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付		○																																																																																															
	・所轄庁から事業報告書等の写しの送付		○																																																																																															
	・実態調査	○																																																																																																
監 督	・認定	○																																																																																																
	※パブリックサポートテスト（PST）要件を満たすことが必要																																																																																																	
監 督	・認定等の告示	○																																																																																																
	・事業年度終了後の報告等	○																																																																																																
	・情報公開（閲覧）	○																																																																																																
	・実態調査	○																																																																																																
監 督																																																																																																		
	・認定取消（強制的取消）	○																																																																																																
項 目	国	道																																																																																																
認 定	・事前相談		○																																																																																															
	・所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付		不要※																																																																																															
	・所轄庁から事業報告書等の写しの送付		不要※																																																																																															
	・実態調査		○																																																																																															
監 督	・都道府県と国税庁が双方向で情報提供や協議等を行う場の設置を法制化する。【新設】	○	○																																																																																															
	・認定		○																																																																																															
監 督	※NPO法人の主たる事務所所在地の都道府県が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき個別に指定した法人に限りPST要件を免除する。【新設】																																																																																																	
	・認定等の告示		○																																																																																															
	・事業年度終了後の報告等		○																																																																																															
	・情報公開（閲覧）		○																																																																																															
監 督	・実態調査		○																																																																																															
	・都道府県と国税庁が双方向で情報提供や協議等を行う場の設置を法制化する。【新設】	○	○																																																																																															
	・勧告		○																																																																																															
	・改善命令		○																																																																																															
監 督	・認定取消（強制的取消及び任意的取消）		○																																																																																															
法令制度	<p>○ 認定NPO法人とは、特定非営利活動法人（NPO法人）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することについて一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けた法人。認定NPO法人に対して寄附した場合の寄附金控除や損金算入など、税制上の優遇措置が適用される。</p>	<p>【特区提案】 ※特定非営利活動促進法の改正 都道府県が認定及び監督権限の移譲を受け、全国的な統一性や公平性を確保し、円滑に権限を行使していくために、以下の仕組みを整備する。 ○ 都道府県と国税庁が双方向で情報提供や定期的な協議等を行う場の設置を法制化する。 ○ NPO法人の主たる事務所所在地の都道府県が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき個別に指定した法人に限り、パブリックサポートテスト（PST）要件を免除する。 （併せて、各地方自治体が条例で個別指定した法人について情報共有） できる仕組みを構築する。</p>																																																																																																
(財 源)		<p>【財源措置】 ○ 国において、制度改正に伴って見込む認定法人数（仮認定を含む）と新たな監督事務も含めた事務量を算定し、必要な経費（事務費・人件費）について、交付金として財源措置を制度化する。</p>																																																																																																

※ 道の特例条例によりNPO法人の設立の認証等に係る事務を権限移譲している市町村については、道へ当該証明書の交付及び事業報告書等の写しの送付を行う。

認定NPO法人の認定権限の移譲（業務イメージ）

北海道総合政策部地域主権局作成

	現行制度	新たな認定制度（現時点でのイメージ）	主な課題	
根拠法令	租税特別措置法	特定非営利活動促進法（NPO法）の改正		
認定機関	国税庁長官が認定	法人の主たる事務所所在の都道府県または政令指定都市（＝所轄庁）が認定		
認定	<p>事前相談 〔国税局〕</p> <p>認定要件を満たしているかの事前チェック・相談</p> <p>申請書の提出 〔税務署〕 ↓ 〔国税局〕</p> <p>＜主たる事務所所在の税務署に提出＞ ①申請書類 ②寄付者名簿 ③認定要件チェック表 ④寄附金充当予定事業の内容 ⑤所轄庁への提出書類 ⑥事業報告書 ⑦財産目録 ⑧貸借対照表 ⑨収支計算書 ⑩役員名簿 ⑪定款 など ⑫所轄庁から法令に違反する疑いのない旨の証明書の交付</p> <p>申請書の審査 〔国税局〕</p> <p>＜認定要件を審査＞ ①パブリック・サポート・テスト（PST）要件 ・過去2事業年度の寄附金等収入額が総収入金額の1/5以上 ②事業活動における共益的な活動の割合が1/2未満 ③運営組織及び経理が適切 ・役員に占める役員親族等の割合が1/3以下であること ④事業活動の内容が適切 ・宗教活動、政治活動等を行っていない など ⑤情報公開を適切に行っている など ⑥法令違反等の事実がない など</p> <p>実態確認 〔国税局〕</p> <p>＜認定の該当性や申請書類の記載を確認＞ （確認する資料例） ①従業員一覧・給与台帳 ②帳簿・取引記録 ③事業費の内容がわかる資料 （事業活動の実績、支出先など） ④寄附金・会費の内容がわかる資料 ⑤収益事業の税務申告状況など</p> <p>※帳簿・取引記録の証拠書類が不十分な場合は、寄附者や取引先に対して調査を行う場合もある。</p> <p>認定 〔国税庁〕</p> <p>有効期間は5年間</p>	<p>事前相談 〔本庁・振興局〕</p> <p>認定基準を満たしているかの事前チェック・相談</p> <p>申請書の提出 〔振興局〕 ↓ 〔本庁〕</p> <p>＜主たる事務所所在の振興局に提出＞ ①申請書類 ②寄付者名簿 ③認定要件チェック表 ④寄附金充当予定事業の内容 ⑤所轄庁への提出書類 ⑥事業報告書 ⑦財産目録 ⑧貸借対照表 ⑨収支計算書 ⑩役員名簿 ⑪定款 など</p> <p>申請書の審査 〔本庁〕</p> <p>＜認定要件を審査＞ ①パブリック・サポート・テスト（PST）要件 ・過去2事業年度の寄附金等収入額が総収入金額の1/5以上 ・または、3,000円以上の寄付者が100名以上いること ※地方自治体が条例において個人住民税の寄附金税額控除の対象として、個別に指定した法人は、PST要件を免除。 （法人の従たる事務所が所在する地方自治体でも、条例指定が可能） ②事業活動における共益的な活動の割合が1/2未満 ③運営組織及び経理が適切 ・役員に占める役員親族等の割合が1/3以下であること ④事業活動の内容が適切 ・宗教活動、政治活動等を行っていない など ⑤情報公開を適切に行っている など ⑥法令違反等の事実がない など</p> <p>実態確認 〔本庁〕</p> <p>＜認定の該当性や申請書類の記載を確認＞ （確認する資料例） ①従業員一覧・給与台帳 ②帳簿・取引記録 ③事業費の内容がわかる資料 （事業活動の実績、支出先など） ④寄附金・会費の内容がわかる資料 ⑤収益事業の税務申告状況など</p> <p>※寄附者や取引先に対する調査の必要性について、国に確認中</p> <p>認定 〔本庁〕</p> <p>有効期間は5年間</p>	<p>申請書の提出 〔振興局〕 ↓ 〔本庁〕</p> <p>＜主たる事務所所在の振興局に提出＞ ※申請書類は本認定と同様</p> <p>申請書の審査 〔本庁〕</p> <p>＜仮認定要件を審査＞ ※PST要件を免除。</p> <p>実態確認 〔本庁〕</p> <p>＜認定の該当性や申請書類の記載を確認＞ ※確認する資料は本認定と同様</p> <p>仮認定 〔本庁〕</p> <p>有効期間は3年間</p>	<p>仮認定制度とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ○趣 旨：設立後間もない法人のスタートアップを支援するため ○対 象：設立後5年以内の法人に限る ○認定要件：PST要件のみ免除。他の要件は本認定制度と同様にクリアすることが必要。 ○優遇制度：法人に対する「みなし寄附金制度」は適用されない。寄附者に対する優遇制度は本認定制度と同じ。 ○有効期間：3年間（1回限り） ※認定更新する場合は、本認定を申請 <p>■認定要件に係る課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○条例個別指定によるPST要件免除・法人の従たる事務所所在の地方自治体による個別指定により、PST要件が免除されることは、制度設計上問題があるのではないかと。 <p>⇒ 別紙の①を参照</p> <p>■認定審査に係る課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国税庁との連携 ・適正な認定を行うために、都道府県と国税庁との双方向の連携を図るための規定を法定化すべきではないか。 ○会計基準 ・適正な認定事務を行うために、NPO法人の会計基準を作成すべきでないか。 <p>⇒ 別紙の②を参照</p>
	監督	<p>報告 〔税務署〕 ↓ 〔国税局〕 ↓ 〔国税庁〕</p> <p>＜定期提出書類の書類審査及びチェック＞ ①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤役員名簿 ⑥定款 ⑦収入の明細 など</p> <p>調査 〔税務署〕 または 〔国税局〕 または 〔国税庁〕</p> <p>＜認定取消事由が発生していないかどうか確認が必要と認められる法人に対して、調査を実施＞</p> <p>認定取消 〔国税庁〕</p> <p>＜認定取消事由に該当することとなったとき、認定を取消す＞ 認定取消事由 ①認定要件のうち③④⑤⑥の要件を満たさないこととなったと認められるとき ②認定時において認定要件を満たしていなかったことが判明したとき ③認定申請書類、報告書類、公開書類に虚偽の記載があったことが判明したとき</p>	<p>報告 〔振興局〕 ↓ 〔本庁〕</p> <p>＜定期提出書類の書類審査及びチェック＞ ①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤役員名簿 ⑥定款 ⑦収入の明細 など</p> <p>調査 〔振興局〕 または 〔本庁〕</p> <p>＜任意的取消事由が発生していないかどうか確認が必要と認められる法人に対して、調査を実施＞ 任意的取消事由 ①認定基準を満たさないこととなったと認められるとき ②所定の書類の備置、公開を行っていないとき</p> <p>勧告 〔本庁〕</p> <p>＜任意的取消事由に該当すると疑われる相当な理由がある場合に、改善のために必要な措置をとるべき旨、勧告＞</p> <p>改善命令 〔本庁〕</p> <p>＜勧告に係る措置がとられない場合に所要の措置をとるべきことを、改善命令＞</p> <p>認定取消 〔本庁〕</p> <p>＜強制的認定取消事由に該当することとなったとき、認定を取消す＞ 強制的取消事由 ①改善命令に従わないとき ②欠格事由（役員に暴力団の構成員等がいる、滞納処分を受けているなど）に該当するに至ったとき ③偽りその他不正な手段により認定を受けたとき</p>	<p>報告 〔振興局〕 ↓ 〔本庁〕</p> <p>＜定期提出書類の書類審査及びチェック＞ ※提出する資料は本認定と同様</p> <p>調査 〔振興局〕 または 〔本庁〕</p> <p>本認定と同様 任意的取消事由も本認定と同様</p> <p>勧告 〔本庁〕</p> <p>本認定と同様</p> <p>命令 〔本庁〕</p> <p>本認定と同様</p> <p>認定取消 〔本庁〕</p> <p>本認定と同様 強制的取消事由も本認定と同様</p>
認定件数	<p>※実績値</p> <p>（全国）193法人（23年2月16日現在） （道内）5法人（23年3月1日現在） ※うち22年度認定 3法人</p>	<p>※ 国では、アンケート調査を活用しながら一定の前提のもとに、関係者の意見を聞きながら試算を行い、業務参考資料として公表することを検討するとのこと。</p>	<p>■認定法人数及び事務量の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、認定法人数（仮認定を含む）の算定基礎を公表すべき。 ・新たな事後の監督事務も含めた事務量の正確な算定を示すべき。 <p>⇒ 別紙の③を参照</p>	
事務量	<p>※ 国に確認中</p>	<p>※ 国では、認定法人数の試算とともに、現在、国税庁が行っている監督事務も含めて、必要な事務量を試算するとのこと。</p>	<p>■財源措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、認定・監督に係る人件費や事務費を適切に見込み、財源を措置すべき。 <p>⇒ 別紙の④を参照</p>	
財源措置	<p>※ 国に確認中</p>	<p>※ 国では、財源措置について、関係府省と協議・検討中とのこと。</p>		

認定NPO法人の認定権限の移譲に向けた検討方向

	主 な 課 題	全国知事会と内閣府等との協議における 主 な 論 点	検 討 の 視 点	備 考
①	<p>■認定要件に係る課題</p> <p>○条例個別指定によるPST要件免除の影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人の従たる事務所所在の地方自治体の条例による個別指定があれば、主たる事務所の状況に関係なく、PST要件が免除される。 従たる事務所所在の地方自治体の判断が、主たる事務所所在の都道府県が行う認定に影響を及ぼすことは、制度設計上問題があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の従たる事務所所在の地方自治体の判断によってPST要件が免除されることは、統一性や公平性を欠くおそれがあるので、主たる事務所所在の都道府県が行う認定に影響を及ぼさないような制度設計にすべきでないか。 （「PST要件を免除するのは、主たる事務所所在の地方自治体が条例で個別指定した場合に限る」とするなど） 全国のどの地方自治体がどの法人を個別指定しているかが情報共有できる実効性ある仕組みが必要ではないか。 	
②	<p>■認定審査に係る課題</p> <p>■監督事務に係る課題</p> <p>○国税庁との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県において適正な認定及び監督を行うためには、法人の税務調査に係る権限やノウハウを有している国税庁との連携が重要である。 都道府県と国税庁が、双方向で情報提供や協力等の連携を図るための規定を法定化すべきではないか。（「国税庁は、地方の求めに応じ、情報提供するものとする」など） 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな認定制度の全国的な統一性や公平性を確保するためには、都道府県と国税庁が、双方向で情報提供や協力等の連携を図るための規定を法定化するとともに、都道府県と国税庁（国税局）が定期的に情報共有や協議等を行う場を設けることも法定化すべきではないか。 	
	○会計基準の統一化	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人の会計基準が統一されていないままでは、十分なチェックができず、都道府県ごとに異なる扱いになり、不公平な状況が生まれかねない。 適正な認定及び監督を行うために、適切な会計基準を作成し、認定NPO法人に基準に従うよう義務付けられないか。 	<p>（国では、NPO法人の会計基準について、公認会計士等の専門家の意見を聞きながら、今後検討していくこととしており、その動向を注視していく。）</p>	
③	<p>■認定法人数及び事務量の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国は、推計に基づく数値の操作ではなく、制度改革に伴い、政府として見込む認定法人数（仮認定を含む）の算定基礎を公表すべき。 新たな事後の監督事務も含めた事務量の正確な算定を示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は、制度改革に伴い、政府として見込む認定法人数（仮認定を含む）の算定基礎と、新たな事後の監督事務も含めた事務量の正確な算定を示し、公表すべき。 	
④	<p>■財源措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国は、政府として見込む認定法人数等を基礎にした人件費や制度運営に係る事務費等を適切に見込み、権限移譲と制度改革に見合う適切な総額を措置すべき。 その際には、普通交付税の不交付団体に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は、政府として見込む認定法人数等を基礎にした人件費や制度運営に係る事務費等を適切に見込み、権限移譲と制度改革に見合う適切な総額を確保し、所要の財源措置を制度化すべき。 （必要な人件費及び事務費の交付を、制度上で義務付けるなど） 	

認定NPO法人制度の概要

1 認定NPO法人とは

特定非営利活動法人（NPO法人）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することについて一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けた法人。

認定NPO法人に対して寄附した場合の寄附金控除など、税制上の特例措置が適用される。（特定非営利活動促進法第46条の2、租税特別措置法第66条の11の2）

2 税制上の特例措置

（1）寄附者に対する税制上の特例措置

①個人が寄附した場合の特例措置

- ・ 個人が認定NPO法人に寄附した場合、所得税の計算において、寄附金の額から2千円を差し引いた額を、所得金額から控除できる。（特措法第41条の18の3）
※22年度税制改正により、差し引き額が5千円から2千円に引き下げられた。
- ・ 認定NPO法人のうちから都道府県又は市町村が条例で指定した法人に、個人が寄附した場合、地方税である個人住民税の計算において、寄附金控除が適用される。（地方税法第37条の2及び第314条の7。20年度税制改正により追加）
※寄附者の住所地の都道府県の条例により指定されている認定NPO法人に寄附した場合
→寄附金額から5千円を差し引いた額の4%を都道府県民税から税額控除
寄附者の住所地の市町村の条例により指定されている認定NPO法人に寄附した場合
→寄附金額から5千円を差し引いた額の6%を市町村民税から税額控除

②法人が寄附した場合の特例措置

法人が認定NPO法人に寄附した場合、法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、認定NPO法人に対する寄附金についての別枠の損金算入限度額が設けられている。（特措法第66条の11の2第2項）

③相続人が相続財産を寄附した場合の特例措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が認定NPO法人に相続財産を寄附した場合、相続税の計算において、寄附した相続財産は相続税の課税対象から除かれる。（特措法第70条第1項、第10項）

（2）法人自身に対する税制上の特例措置

④認定NPO法人の「みなし寄附金制度」

認定NPO法人の収益事業に属する資産から収益事業以外の事業のために支出した金額を、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、一定の範囲内（所得金額の20%相当額まで）で損金算入することができる。（特措法第66条の11の2第1項、法人税法第37条第5項）

3 認定の有効期間（特措法第66条の11の2第4項）

5年間

（制度発足当初は2年間だったが、20年4月以後の認定申請から5年に延長された）

4 認定を受けるための要件（特措法 66 条の 11 の 2 第 3 項、施行令 39 条の 23 第 1 項）
NPO 法人のうち、次の（1）から（8）までの要件を満たすもの。

（1）パブリックサポートテスト（PST）が一定の基準以上であること。

実績判定期間（※1）において、 $\frac{\text{寄附金等収入金額（※2）}}{\text{経常収入金額（※3）}} \geq \frac{1}{5} \quad (\text{※4})$
--

※1 実績判定期間は、本則では過去5事業年度であるが、21年4月以降、初回及び2回目の認定に限り、2年とすることもできる。（22年3月末までの特例措置）

※2 寄附金等収入金額は、寄附金や社員からの会費

※3 経常収入金額は、総収入金額から国等からの補助金・委託事業費などを除いた金額

※4 本則では3分の1であるが、20年4月以降、5分の1に緩和されている。（23年3月末までの特例措置）
なお、一定の要件を満たす小規模法人は、簡易な計算式によるPSTを選択することができる。

（2）事業活動において、会員など特定の者に対する活動の占める割合が2分の1未満であること。

（3）運営組織及び経理が適切であること。

①役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下であること。

②役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が3分の1以下であること。

③会計について、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。

④不適正な経理を行っていないこと。

（4）事業活動の内容が適正であること。

①宗教活動、政治活動等を行っていないこと。

②役員、社員または寄附者等に特別の利益を与えないこと。また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。

③総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費が80%以上であること。

④受け入れた寄附金の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充当していること。

（5）情報公開を適切に行っていること。

（6）法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

（7）設立の日から1年を超える期間が経過していること。

（8）所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付を受けていること。

5 認定までの流れ

（1）申請書の提出（特措法施行令第39条の23第4項、第5項）

認定を受けようとするNPO法人は、主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に、法令に定める必要書類を添付して、申請書を提出する。

（2）審査、認定・不認定の決定通知（特措法第66条の11の2第6項、第7項）

国税庁長官は、審査及び必要な調査を行い、認定又は不認定を決定し、通知する。

（3）認定等の公示（特措法第66条の11の2第8項）

国税庁長官は、認定NPO法人として認定を行った場合は、官報において公示する。認定を取り消した場合も、同様に公示する。

認定 NPO 法人制度の見直し(平成 23 年度税制改正大綱)

検討のポイント	現行制度	平成 23 年度税制改正大綱	実施時期
① 認定権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国税庁</u> (参考) NPO 法人の設立認証は、都道府県または内閣府 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新たな認定制度について、地方団体と協議を行い、その協議を整えた上で、平成 24 年 4 月から開始されるよう、次期通常国会において所要の法整備が行われることを目指す。</u> ・ (新たな認定制度において)、地域のことは地域に住む住民が自ら決めるとの理念の下、認定事務を国税庁から <u>NPO 法人を認証した地方団体に移管する。</u> 	平成 24 年 4 月開始を目指す
② 認定基準	<ul style="list-style-type: none"> (認定要件) ・ <u>パブリックサポートテスト (PST) が一定基準以上(※)であること</u> ※過去 2 事業年度の寄附金等収入金額が総収入金額の 1/5 以上 ・ 事業活動における共益的な活動(会員向けの活動)の割合が 1/2 未満 ・ 役員に占める親族等の割合が 1/3 以下 ・ 総事業費に占める特定非営利活動の事業費が 80% 以上 ・ 情報公開を適切に行っている など (認定の取消し) ・ 認定要件のうち一定の要件を満たさないこととなった場合、提出書類に虚偽の記載があった場合等は、認定を取消し、有効期間にかかわらず認定の効力は失われる。 	<ul style="list-style-type: none"> (認定要件) ・ <u>PST 要件に一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する方式を導入(3,000 円以上の寄附者が 100 名以上)し、現行の判定方式との選択制とする。</u> ・ <u>地方自治体が条例において個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定した NPO 法人は、PST 要件を満たすものとする。</u> (新たな認定制度) ・ <u>設立後 5 年以内の NPO 法人が PST 要件以外の認定要件を満たす場合に、「仮認定」を受けられる制度を導入する。</u> ・ <u>新たな認定制度において本認定を受けた法人(新認定法人)について、名称独占その他必要な支援措置を整備する。</u> ・ <u>新認定法人に適正を欠く運営が認められた場合に、現行のように直ちに認定取消しをするのではなく、事案に応じた段階的な監督の枠組みを設ける。</u> 	平成 23 年度に実施
③ 税制優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> (法人税の特例措置) ・ 収益事業から生じた所得に対して課税(税率 30%) ・ <u>みなし寄附金制度(収益事業の収入から収益事業以外の事業に支出した金額を寄附金とみなして、所得金額の 20% を限度に損金算入できる)</u> (寄附者に対する特例措置) ・ 個人が寄附した場合、所得税において、寄附金額から 2000 円を引いた金額を所得控除できる ・ 法人が寄附した場合、法人税において、一般寄附金とは別枠の特別損金算入限度額が設定される ・ 相続人が相続財産を寄附した場合、相続税の課税対象から除外される ・ 寄附者の都道府県・市町村の条例により指定されている認定 NPO 法人に寄附した場合、個人住民税において、寄附金額から 5000 円引いた金額の一定割合(最大 10%)を税額控除できる。 	<ul style="list-style-type: none"> (法人税の特例措置) (新たな認定制度の下での税制措置) ・ <u>新認定法人のみなし寄附金の損金算入限度額について、社会福祉法人等と同等の監督規定等が整備される場合には社会福祉法人等と同等の限度額(所得金額の 50% または 200 万円)に引き上げる。</u> (寄附者に対する特例措置) ・ 個人が寄附した場合、所得税において、<u>新たに税額控除(寄附金額の 40%、税額の 25% を限度)を導入し、所得控除との選択制とする。</u> (所得税と個人住民税で合わせて寄附金額の 50% までの税額控除を可能にする。) ・ <u>認定 NPO 法人以外の NPO 法人への寄附金であっても、地方自治体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるようにする。</u> ・ <u>個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の 5000 円から 2000 円に引き下げる。</u> 	平成 24 年 4 月開始を目指す
			平成 23 年分の所得税から適用
			平成 24 年分の個人住民税から適用

■特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）

第四十六条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と（中略）する。

第四十六条の二 特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

■租税特別措置法（昭和三十二年三月三十一日法律第二十六号）

（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例）

第四十一条の十八の三 個人が、第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした場合には、当該寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）

第六十六条の十一の二 その事業年度終了の日において認定特定非営利活動法人である法人がその収益事業（法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）に属する資産のうちから支出した寄附金の額がある場合における特定非営利活動促進法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条の規定の適用については、同項中「第三十七条の規定を適用する場合」とあるのは、「第三十七条の規定を適用する場合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七条の規定を適用する場合を除く。）」とする。

2 法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうち認定特定非営利活動法人に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額がある場合における法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第四項中「）の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「）及び認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、これらの寄附金」とする。

- 3 前二項に規定する認定特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものを除く。）をいう。
- 4 前項の認定の有効期間は、国税庁長官の定める日から同日以後五年を経過する日までの期間とする。
- 5 国税庁長官は、第三項の認定を受けた法人について政令で定める要件を満たさないこととなつたと認められる場合その他政令で定める場合には、その認定を取り消すものとする。この場合において、その認定が取り消されたときは、前項の規定にかかわらず、第三項の認定は、その効力を失う。
- 6 国税庁の当該職員又は第三項の認定を受けた法人（当該認定の申請をしている法人を含む。）の主たる事務所の所在地若しくは納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該認定又は当該認定の取消しに関し必要な調査をすることができる。
- 7 国税庁長官は、第三項の認定をしたときはその旨を、当該認定をしないことを決定したとき又は当該認定を取り消したときはその旨及びその理由を当該認定の申請をした法人又は当該認定を受けていた法人に通知しなければならない。
- 8 国税庁長官は、第三項の認定をしたときは、財務省令で定めるところにより、その法人の名称、当該認定の有効期間その他の事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたとき又は当該認定を取り消したときについても、同様とする。
- 9 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）

第七十条 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらの者と同法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

2～9 略

10 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を第一項に規定する申告書の提出期限までに第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する贈与をした場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定」とあるのは「第十項において準用する前項の規定」と、第五項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、「同項の贈与又は第三項の支出」とあるのは「第十項の贈与」と読み替えるものとする。